

南和広域医療企業団公告第11号

南和広域医療企業団（以下「企業団」といいます。）における自動販売機設置に係る公有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成31年2月8日

南和広域医療企業団 企業長 中川 幸士

第1 入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機設置に係る公有財産の貸付
- 2 貸付期間 2019年4月1日から2022年3月31日まで
※2019年3月31日までに設置を完了してください。
- 3 貸付物件

所在地 吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
吉野郡大淀町大字福神7番地の1 南和広域医療企業団南奈良看護専門学校

| 入札群 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 | 備考 |
|-----|---------------------------------|--|------|--------------------|
| 1 | ①南奈良総合医療センター 1階 エントランスホール | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |
| | ⑧看護専門学校 2階 ラウンジ | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | 設置事業者負担にて、電力量計が必要。 |
| 2 | ②南奈良総合医療センター 1階 エントランスホール | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |
| | ④南奈良総合医療センター 1階 救急センター待合室 | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |
| | ⑤南奈良総合医療センター 3階 ダイルーム | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |

| 入札群 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 | 備考 |
|-----|---------------------------------|--|------|----|
| 3 | ③南奈良総合医療センター 1階 エントランスホール | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |
| | ⑥南奈良総合医療センター 4階 ダイルーム | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |
| | ⑦南奈良総合医療センター 5階 ダイルーム | 1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内 | 1台 | |

※1 入札は、入札群毎に行います。なお、入札群1については、自動販売機2台で1つの入札とし、入札群2・3については3台で1つの入札とします。

- 2 複数の物件の入札に参加申込みをすることができます。
- 3 貸付面積中の自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- 4 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- 5 販売品目は、飲料とします。ただし、酒類は除きます。
- 6 自動販売機の設置場所は、入札実施要領の設置場所位置図のとおりです。
- 7 事前に各設置事業者で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
- 8 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、落札者が行ってください。
- 9 設置する自動販売機及び回収ボックスについて、木質シートの貼り付け等による木質化等、イメージの統一化を企業団が実施する際はご協力をお願いします。

第2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- 2 当該入札にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
- 3 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
 - ア 企業団との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 企業団が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が企業団と契約を締結すること又は企業団との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、企業団が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて企業団との契約を履行しなかった者
- カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれかに該当しない者
- ア 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
- イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
- ※ 役員等とは、「法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
- ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- ク 役員等が、前記4に該当しない者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- 6 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
- 7 法人にあつては奈良県に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては奈良県内で事業を営んでいる者
- 8 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
- 9 奈良県が課す全ての税並びに消費税及び地方消費税について未納がないこと

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間並びに配布場所

1 配布期間

公告日から平成31年3月5日（火）入開札開始まで

南和広域医療企業団の休日を定める条例（以下「条例」という。）（平成28年3月南和広域医療組合条例第2号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

2 配布場所

南和広域医療企業団 事務局 管財課

（吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター2階）

※参加申込書及び実施要領は、南和広域医療企業団ホームページに掲載しています。

第4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

南和広域医療企業団 事務局 管財課

電話0747-54-5000

第5 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。

（1）一般競争入札参加申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

①送付先

〒638-8551

吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター2階

南和広域医療企業団 事務局 管財課

②受付期間

公告日から平成31年2月22日（金）【必着】までに到着したものに限り、受け付けます。

③郵送方法

書留郵便に限ります。

（2）申込書等を持参する場合

①受付場所

南和広域医療企業団 事務局 管財課

②受付期間

公告日から平成31年2月22日（金）

条例に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

第6 入札説明及び現地説明は、行いません。

第7 入札の方法

1 入札は、郵送又は持参の方法に限ります。

（1）入札書を郵送する場合

①送付先

〒638-8551

吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター2階
南和広域医療企業団 事務局 管財課

②提出期間

平成31年2月25日（月）から同年3月1日（金）【必着】までに到着したものに限り、受け付けます。

③郵送方法

書留郵便に限ります。

(2) 入札書を入開札日に持参する場合

入開札日当日に限り、持参による入札を可能としますので、第8に記載の入開札日時及び場所にて入札して下さい。ただし、所定の入開札時刻に遅れた場合は、入札に参加することはできません。

2 入札は、入札群毎の年額貸付料（消費税及び地方消費税を含まない。）で決定します。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札書は、1入札群につき1通とし、再度の入札は行いません。

第8 入開札の日時及び場所

1 入開札の日時

平成31年3月5日（火）

入札群1 午前 9時30分入開札

入札群2 午前10時00分入開札

入札群3 午前10時30分入開札

2 入開札の場所

吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター1階大会議室

第9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

第10 入札保証金

免除します。

第11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- 2 入札書に記名押印を欠く入札
- 3 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

- 4 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- 5 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- 6 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- 7 その他、入札に関する条件に違反した入札

第12 落札者の決定方法

入札金額が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第13 契約書の作成の要否

要します。

第14 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

第15 契約の不締結

落札の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 この契約に係る下請契約等に当たって、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6に該当する場合を除きます。）において、企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第16 契約の解除

契約の締結後、契約者について上記第15の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入

を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記第15の1、3、4及び5中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第17 その他

詳細は、一般競争入札実施要領【自動販売機設置に係る公有財産の貸付】によります。